

議案第46号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和7年5月16日提出

八峰町長 堀内 満也

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 73,927	千円 886	千円 74,813
	1 後期高齢者医療保険料	73,927	886	74,813
歳入合計		115,867	886	116,753

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円	千円	千円
		115,316	886	116,202
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	115,316	886	116,202
歳 出 合 計		115,867	886	116,753

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 73,927	千円 886	千円 74,813
歳入合計	115,867	886	116,753

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	115,316	886	116,202
歳出合計	115,867	886	116,753

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		886	
		886	

## 2 歳 入

### 1 款 後期高齢者医療保険料

#### 1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	73,927	886	74,813
計	73,927	886	74,813

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 現年度分普通徴収 保険料	886	1現年度分普通徴収保険料	886

1 款 後期高齢者医療保険料

### 3 歳 出

#### 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

##### 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 115,316	千円 886	千円 116,202	千円	千円	千円 886	千円
計	115,316	886	116,202			886	

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
18 負担金、補助 及び交付金	886	1負担金 後期高齢者医療保険料	886 886

2款 後期高齢者医療広域連合納付金